



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL: 078-361-2031 FAX: 078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL: 079-286-5030 FAX: 079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp

発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



改正高年齢者雇用安定法が4月1日より施行され、70歳までの就業機会の確保の努力義務がスタートします。現在の状況について、従業員数31人以上の企業164,151社の令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果を厚生労働省が公表しています。66歳以上まで働ける制度のある企業は54,802社で、前年より5,164社増加し、報告企業の33.4%を占めています。企業規模別にみると、従業員300人以下は49,985社で34.0%、301人以上は4,817社で28.2%となっています。実に3分の1の企業で、66歳以上まで働ける制度があるという状況になっています。66歳まで働ける制度のある企業の状況を詳しく見ると、定年制の廃止や66歳以上の定年を導入している企業は少なく、基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度または希望者全員を66歳以上まで継続雇用する制度を導入している企業の割合が高くなっています。さらに、70歳以上まで働ける制度のある企業は51,633社で前年より4,975社増加し、報告企業の31.5%を占めています。企業規模別にみると、従業員300人以下は47,172社で32.1%、301人以上は4,461社で26.1%を占めています。このように66歳以降も働ける制度のある企業は増えており、年齢にかかわらず人材を活用していこうという動きがみられます。今回の改正法施行に伴い、定年の引上げや65歳以降の雇用について検討される中でお困りごとがございましたら当事務所までご連絡ください。

緊急事態宣言対象地域における雇用調整助成金

◆雇用調整助成金の特例措置はいつまでか

現在、東京、千葉、神奈川、埼玉、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡が、3月7日まで緊急事態宣言対象地域とされています。この緊急事態宣言を受け、**雇用調整助成金**（以下、「雇調金」という）の**助成率引上げ等の特例措置は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長される**ことが決定しています（令和3年2月8日厚生労働省令第28号）。

◆緊急事態宣言対象地域における雇用維持要件緩和とは

厚生労働省のプレスリリース（令和3年2月5日）で、雇調金の助成率決定の要件となっている、解雇等を行っていないこと等とする雇用維持要件について、緩和する予定であることが公表されました。

具体的には、現行は令和2年1月24日以降の解雇等の有無により判断されているところ、令和3年1月8日以降緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等については、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率が判断されることとなる見通しです。

◆雇用維持要件を満たした場合の助成率

解雇等を行っていない中小企業は助成率 10/10、大企業は3/4が適用されます。

なお、緊急事態宣言対応特例として、全国の大企業の、(1)営業時間の短縮等に協力する事業主、(2)特に業況が悪い事業主（いずれの事業主要件にも当てはまる場合は

(2)として申請）に対して、解雇等を行わなかった場合は10/10、解雇等を行った場合は4/5とする措置が講じられています。

上記(1)は、**緊急事態宣言対象地域において宣言が解除された月の翌月末までの休業等**が、また(2)は、全国で宣言が解除された月の翌月末までの休業等（いずれも**短時間休業を含む**）が、**対象**となります。

◆新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象も拡大予定

シフト制、日々雇用、登録型派遣などの働き方で、労働契約上、労働日が明確でない人向けの休業支援金・給付金は、中小企業に雇用される人を対象としてきましたが、1月からの緊急事態宣言を受け、大企業に雇用される人も対象とされる予定です。

2月中下旬頃受付開始予定で、申請方法等の詳細は、改めて公表される予定です。

テレワーク推進のための対応

◆テレワークの推進のために実施した対応

昨年春の緊急事態宣言発令を機に、これまで取り組みが進んでいなかった企業でも、広くテレワークが導入されるようになりました。一方で、既にテレワークをやめてしまったという企業も多く、テレワークの実施については様々な問題点も指摘されているところです。

一般社団法人日本経済団体連合会は、1月15日～22日に緊急事態宣言下におけるテレワーク等の実施状況の調査（回答数 505 社（/1,468 社））を実施していま



す。調査によれば、大企業を中心に構成されているということもあり、9割の企業が原則テレワークを実施という結果になっています。

その中で、「昨年4月の緊急事態宣言以降、テレワークの推進のために実施した対応」に関する回答としては、①**情報機器や通信環境の整備**（95%）、②**業務内容やプロセスの見直し**（87%）、③人事制度や勤務体系の改定（66%）、④研修の実施（30%）が挙がっています。

その他回答として以下のようなものが挙がっており、参考になります。

社長名での社内通達／**オンライン会議の推進**／**オンライン朝礼の実施による従業員の健康状態等把握**／リモートワーク手当の創設／リモートハラスメント研修の実施／賃金保障の上での時短勤務／社外有識者へのヒアリング／採用・研修のオンライン化

◆1つずつ問題点を検討したうえで対策を

テレワークは企業規模が大きいほど導入率が高いという傾向があります。中小企業では様々な理由から、対応に苦慮しているところも多いでしょう。資料が電子化に対応していないこと、情報セキュリティ対策の難しさ、コミュニケーションの取りづらさ、そもそもIT環境が未整備であること（コスト増への対応）など、課題は多く挙げられます。

一方で、**今後様々な手続業務について電子化が推進され、多くの企業でオンラインのやり取りが一般的な流れとなっていく中**、テレワーク対応も不十分なままでは、今後の企業経営に影響が出ることは容易に想像できるどころです。

現在、厚生労働省は、緊急事態宣言の発出を受けて、「テレワーク相談センター」の機能充実を図るため、オンラインでのコンサルティングの案内も行っています。労務管理のオンラインコンサルティングを5回まで無料で受けられるそうです。自社独自の課題に対応するために、専門家の支援も得ながら、具体的な対策を検討していきたいところです。

厚生労働省による在籍型出向の支援制度

◆在籍型出向の支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**事業の一時的な縮小などを行う企業が、従業員の雇用維持を図るために、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」（雇用シェア、従業員シェアなどと呼ばれることもあります）を活用する取組み**が行われています。

厚生労働省においても、こうしたコロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取組みを支援する策を

打ち出していますので、以下で紹介します。

いわゆる出向とは、労働者が出向元企業と何らかの関係を保ちながら、出向先企業と新たな雇用契約関係を結び、一定期間継続して勤務することをいい、このうち、在籍型出向は、出向元企業と出向先企業との間の「出向契約」によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結ぶものをいいます。

◆産業雇用安定助成金 / マッチング制度

厚生労働省による支援策として令和3年2月5日に新設された、「**産業雇用安定助成金**」という**出向元事業主・出向先事業主に対する助成制度**があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するというものです。

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など出向中に要する経費の一部が助成され（出向運営経費）、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合も助成されます（出向初期経費）。

雇用維持を図るための助成金ですので、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提となる点に留意してください。

その他の支援策として、公益財団法人産業雇用安定センターによる**マッチング制度**があります。同センターでは、新型コロナウイルスの影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足などの企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています（全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業からの相談に応じています）。

＜事務所からのご案内＞

■「新型コロナウイルス対応相談会」 「同一労働同一賃金対応相談会」

コロナに対する、会社が行うべき一般的なご相談や、助成金・補助金関連についてご相談ください。

また、4月1日から中小企業も対象となる「同一労働同一賃金」についても是非お気軽にご相談ください。

【日時】3月18日（木） 9:30～ 以降

3月24日（水） 9:30～ 以降

【場所】神戸事務所、姫路事務所、オンライン相談可